

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年4月23日（平成30年（行情）諮問第198号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第127号）

事件名：発達障害児等を想定した校地計画の内容が分かる文書（特定日に特定職員が使用等したもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害，知的障害，身体障害，精神障害児を想定した校地計画の内容が分かる文書（平成29年6月5日 特定職員が使用，提案したもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「特別支援学校施設整備指針（平成28年3月）のうち，校地計画に該当する部分」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月14日付け29受文科施第426号により，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

文書特定に誤りがある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は，平成29年6月5日に開催された平成29年度特別支援教育担当者会議において，特定職員が使用した「特別支援学校施設整備指針（平成28年3月）のうち，請求内容に該当する部分」（本件対象文書）である。

法9条1項の規定に基づき，平成29年12月14日付け29受文科施第426号において本件対象文書を特定し開示決定（原処分）としたところ，審査請求人から，文書の特定に誤りがあり，行政文書開示決定処分の取消しを求める旨の審査請求がなされたところである。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件行政文書開示請求書の1. 請求する行政文書の名称等欄には「発達障害，知的障害，身体障害，精神障害児を想定した校地計画の内容が分かる文書（平成29年6月5日 特定職員が使用，提案したもの）」と記載されていたことから，平成29年6月5日に開催された平成29年度特別支援教育担当者会議において，特定職員が使用した資料である「特別支援学校施設整備指針（平成28年3月）」のうち，本件請求文書に該当する部分を本件対象文書として特定したものである。

したがって，本件対象文書は法に基づいて開示請求を行った者の開示請求に係る情報が記載されていると判断できる。

### 3 原処分に当たっての考え方について

上記のとおり，本件対象文書は，本件請求文書に該当するものであり，原処分は妥当であると考ええる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月28日 審議
- ④ 同年6月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して，審査請求人は，文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が摘示する特定職員は，平成29年6月5日に特別支援教育担当者会議において特別支援学校施設整備指針（平成28年3月）の概要について説明している。特別支援学校施設整備指針とは，特別支援教育を推進するための施設環境を整備等するための指針である。

本件は，「発達障害，知的障害，身体障害，精神障害児を想定した校地計画の内容が分かる文書（平成29年6月5日 特定職員が使用，提案したもの）」の開示を求めるものであるので，特別支援学校施設整備指針（平成28年3月）のうち校地計画に該当する部分

(本件対象文書)を特定したところである。

本件対象文書には、障害のある幼児児童生徒が通う特別支援学校に対する校地計画の内容が記載されているため、本件対象文書を特定したことは妥当であると考える。

イ 念のため、審査請求人が摘示する特定職員が所属する特定課において、本件対象文書の外に本件開示請求に該当するような文書がないか執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司